

2022年7月8日

各 位

三菱UFJ信託銀行株式会社

## 新サービス「つなげるとうしん（生前贈与型／資産承継型）」の取り扱い開始について

三菱UFJ信託銀行株式会社（取締役社長 <sup>ながしま いわお</sup>長島 巖）は、2022年7月11日（月）より、個人のお客さま向けの新たなサービス「つなげるとうしん（生前贈与型／資産承継型）」（以下、本サービス）の取り扱いを開始いたします。

本サービスは、教育資金や住宅資金等への支出により、運用するための余裕資金が十分ではない現役世代が贈与資金を活用して早期に投資信託で運用を開始できる「生前贈与型」、ご相続が発生した際に相続対象の投資信託を現金に換金することなく、次の世代が投資信託での運用を継続できる「資産承継型」の2つのコースにより、長期に亘る資産運用を実現できる新たなサービスです。

### ① つなげるとうしん（生前贈与型）

暦年贈与信託<sup>\*1</sup>により贈与者さまから受贈者さまに贈与されたご資金を、受贈者さまが「とうしんつみたて<sup>\*2</sup>（投資信託の定時定額購入取引）」を利用し、毎月一定額を投資信託で積立することで、安定した運用成果が期待できるコースです。

<sup>\*1</sup> 贈与手続きを管理手数料無料で代行。年間110万円までの贈与税の非課税枠を利用した商品

<sup>\*2</sup> 普通預金口座から、毎月自動的に一定額を引き落とし、投資信託を購入するサービス

### ② つなげるとうしん（資産承継型）

贈与者さまと受贈者さまの間で贈与契約を締結いただき、贈与者さまにご相続が発生した際に、贈与対象となっている投資信託を簡単な手続きで受贈者さまに名義変更で承継することで、運用を中断せずに継続できるコースです。

三菱UFJ信託銀行では、個人のお客さまに長期分散投資を通じて、投資リスクを抑えながら世界経済の成長による投資収益（成長プレミアム）をご享受いただくことを目指しております。投資信託運用を通じて、世界株式に長期投資することで、世界経済の成長スピードに追随する投資効果を期待でき、さらに国内株式や国内外の債券にも分散投資することで、より安定した投資効果を期待できます。本サービスにより、世代をつなぐ長期分散投資を実現できます。

今後も三菱UFJ信託銀行は、超高齢社会においても、ご高齢の方やそのご家族の安心・豊かな暮らしの実現に向け、お客さまに寄り添った商品・サービスを拡充してまいります。

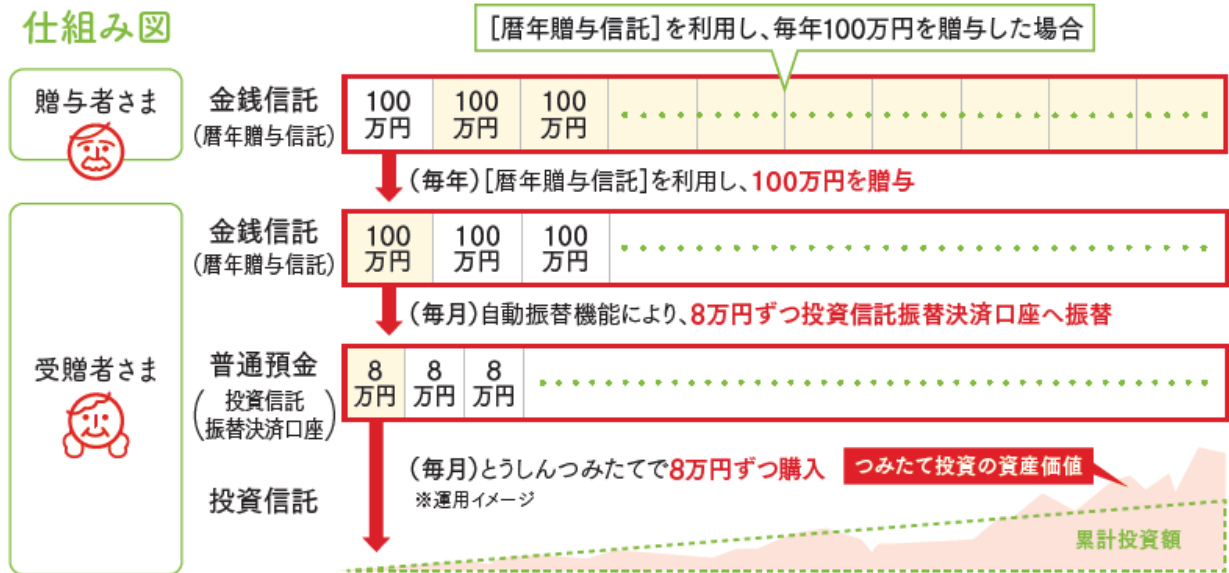
以 上

## 【本サービスの仕組み】

### ① つなげるとうしん（生前贈与型）

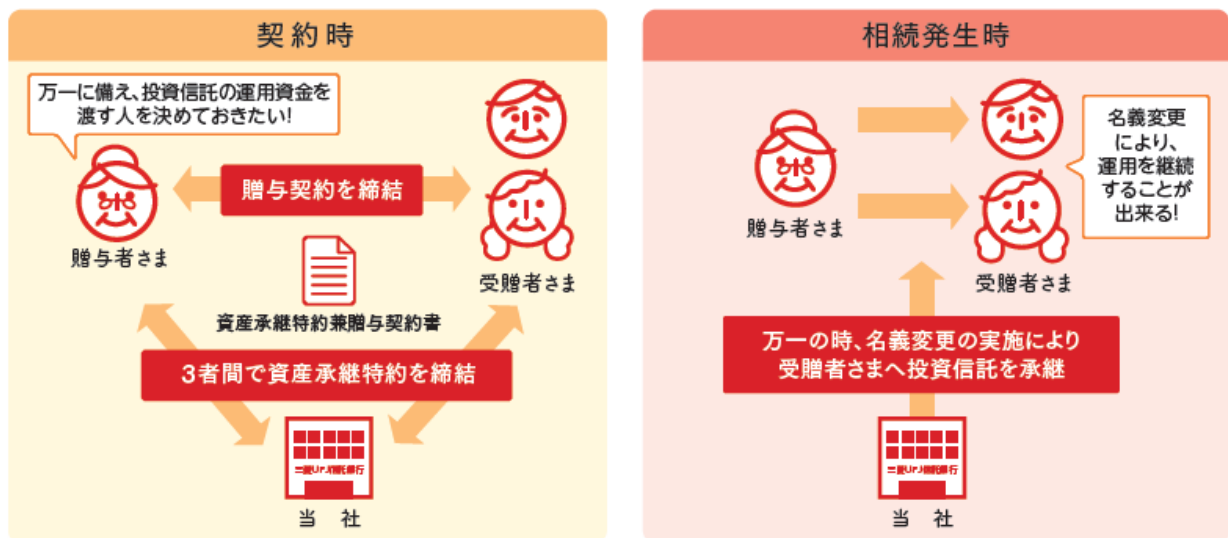
※本サービスを活用して、毎年100万円を贈与した場合の例

#### 仕組み図



### ② つなげるとうしん（資産承継型）

#### 仕組み図



## 【本サービスの概要】

### ① つなげるとうしん（生前贈与型）

サービス名	つなげるとうしん（生前贈与型）
本サービスの仕組み	以下2つの仕組みを組み合わせたサービス ①「暦年贈与信託」口座から投資信託振替決済口座への自動振替 ②とうしんつみたて（投資信託積立サービス）
本サービスの利用料	利用開始時・利用中・利用終了時いずれの時点でも手数料は発生しない。 なお、「暦年贈与信託」や投信購入にかかる費用については、別途発生。
とうしんつみたての指定金額	「暦年贈与信託」口座からの自動振替金額以上の指定金額（複数銘柄の引落を行う場合は合計額）が必要
自動振替の終了	・受贈者さまより自動振替の終了の申し出があった場合 ・毎年1月末、7月末の時点で、直近半年間で一度も「とうしんつみたて」での投信購入がなされていない場合

### ② つなげるとうしん（資産承継型）

サービス名	つなげるとうしん（資産承継型）	
お申込み いただける 方	贈与者 さま	国内に居住している成年の個人。ただし、成年後見人（任意後見人、保佐人、補助人を含む。）が選任されている場合、申込不可。
	受贈者 さま	贈与者さまの推定相続人で、国内に居住している個人（年齢は問わない）。原則4名以内とする。成年後見人（任意後見人、保佐人、補助人を含む。）が選任されている場合も申込可。
本サービスの仕組み	①贈与者さまと受贈者さまの間で、贈与者さまのご相続が発生した際に効力が生じる死因贈与契約を締結する。 ②贈与者さま・受贈者さま・当社の3者間で資産承継特約を締結する。 ※贈与者さま・受贈者さまともに普通預金口座・投信振替決済口座の開設を必須とし、同口座開設後に資産承継特約を締結するものとする。	
本サービスの利用料	利用開始時・利用中・利用終了時いずれの時点でも手数料は発生しない。	
特約の対象となる契約	・資産承継特約兼贈与契約書において対象となっている投資信託振替決済口座にかかる契約 ※資産承継特約兼贈与契約書の締結に伴い、当社が提供する投資信託の売買金額等が制限されることはない。 ※対象口座内の特定商品のみへの資産承継特約付加は不可。	